

熊本県錦町
錦町農産物直売所等指定管理者募集要項

令和8年（2026年）10月
錦町企画観光課

◆ 目 次 ◆

1	施設の概要	3
2	管理の基準及び業務の範囲	3
3	指定の期間	3
4	管理に要する経費	3
5	応募者の資格	4
6	募集のスケジュール	5
7	応募の手続き	5
8	申請書類等	6
9	選定方法及び選定基準	7
10	指定管理者の指定及び協定の締結	9

錦町農産物直売所等指定管理者募集要項

錦町では、公の施設の管理業務について、設置目的をより効果的に達成するため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項、錦町農産物直売所等の設置及び管理に関する条例（平成１７年条例第２１号）第４条の規定に基づき、錦町農産物直売所等（以下「施設」という。）の指定管理者を募集します。

1 施設の概要

（１）施設の名称及び所在地

- ア 名 称 錦町農産物直売所等
- イ 所 在 地 熊本県球磨郡錦町大字一武１５４４番地１
- ウ 施設内容 農産物直売所、交流活性化施設（レストラン）
- ※詳細は「錦町農産物直売所等指定管理者仕様書（以下、「仕様書」という。）」を参照

（２）設置の目的

町内で生産する農産物及び特産品等の展示、即売を支援するため設置し、その施設を通じて生産者と消費者が交流を図り、もって産業の振興と町の活性化に寄与すること。

2 管理の基準及び業務の範囲

仕様書をご参照ください。

3 指定の期間

令和９年（２０２７年）４月１日から令和１４年（２０３２年）３月３１日まで（５年間）
ただし、指定管理を継続することが適当でないと認めたときは、指定を取り消すことがあります。

4 管理に要する経費

（１）利用料金

施設の管理については、公の施設の利用に係る料金を指定管理者が自らの収入として収受することができる「利用料金制」を採用しています。

利用料金については、錦町農産物直売所等の設置及び管理に関する条例第２０条で定める額の範囲内で、町長の承認を得て、指定管理者が定めることができます。

（２）管理運営経費

町からの指定管理料の支払いはありません。

（３）行政財産使用料

指定管理者による使用料は無料とします。

5 応募者の資格

応募ができる団体の資格は、次に掲げる要件を満たす法人又はその他の団体であることとします。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- イ 錦町から指名停止措置又は暴力団の排除に関する合意書に基づく指名除外措置を受けていないこと。
- ウ 錦町暴力団排除条例（平成23年条例第28号）第2条第1号に規定する暴力団等に該当する団体又は同条第2号に規定する暴力団等関係者に該当する者でないもの。
- エ 労働者災害補償保険及び雇用保険に加入していること。
- オ 町税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
- カ 本町の町議会議員、町長及び副町長が取締役、監査役、支配人、理事又はこれらに準ずる者の地位にいない団体等（本町が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している団体及び非営利団体を除く。）であること。
- キ 候補者の選定後に資格要件を欠くこととなった団体又は指定後当該施設の管理理開始までの間に辞退した団体若しくは地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取り消しを受けた団体でないこと。
- ク 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続きを行っていないこと。また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- ケ 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと。
- コ その他指定期間中、各施設の管理運営を円滑かつ安定して実施できる法人その他の団体とする。

※複数の法人等でグループを構成して申請する場合は、次の事項について留意してください。

- * 代表団体を選出し、町とのやり取りについては代表団体が行うこと。
- * 申請書の記名押印等については、参加者全員が行うこと。
- * 「8 申請書類等 エ」については、参加者がそれぞれについて提出すること。
- * 申請については、一申請者につき一提案に限ります（重複申請の禁止）。なお、グループの構成員は、他のグループの構成員となることや単独で申請を行うことはできません。また、グループ全ての構成員が「5 応募者の資格」の要件すべてを満たすことが必要です。

6 募集のスケジュール	
内 容	期間等
募集期間	令和8年（2026年）10月1日（木）～11月30日（月）
現地説明会への申込み	令和8年（2026年）10月1日（木）～11月2日（月）
現地説明会の実施	令和8年（2026年）11月10日（火）
質問票の受付	令和8年（2026年）10月1日（木）～11月12日（木）
選定委員会の開催	令和8年（2026年）12月
選定結果の通知	令和8年（2026年）12月
議会の議決	令和9年（2027年）3月
告示・指定管理通知	令和9年（2027年）3月
基本協定の締結	令和9年（2027年）3月

7 応募の手続き

（１）募集要項等の配布

- ア 配付期間 令和8年（2026年）10月1日（木）から
令和8年（2026年）11月30日（月）まで
- イ 配布方法 錦町ホームページからダウンロードしてください。

(<https://www.town.kumamoto-nishiki.lg.jp/kiji0031257/index.html>)

（２）現地説明会の実施

- ア 開催日時 令和8年（2026年）11月10日（火） 午後1時30分から
- イ 開催場所 錦町農産物直売所等
- ウ 申込方法 「現地説明会参加申込書」（様式第1号）に必要事項を記入の上、
電子メールでお申込みください。
また、申込みの際には、必ず電話で書類の到着を確認してください。
なお、申込み期間を過ぎて提出された参加申込書は受理せず、現地
説明会への参加を認めません。
メールアドレス：yamaguchi@nishiki.kumamoto.jp
- エ 申込期限 令和8年（2026年）11月2日（月） 午後5時まで
- オ その他 現地説明会への参加人数は、1団体2人までとします。

（３）質問事項の受付

募集要項や仕様書等に関する質問がある場合は、次のとおり受け付けます。

- ア 受付期間 令和8年（2026年）10月1日（木）から
令和8年（2026年）11月12日（木）まで
- イ 受付方法 「質問票」（様式第2号）に記入の上、電子メールで提出してください。
また、提出の際には、必ず電話で書類の到着を確認してください。
なお、受付期間外の提出及び適正な手続きによらない照会（口頭や電
話等）には回答いたしません。

電話番号：0966-38-4419

メールアドレス：yamaguchi@nishiki.kumamoto.jp

※電話での確認は土曜日、日曜日及び祝日は除く、午前9時から午後5時まで。

ウ 回答方法 全ての応募者に対して、全ての質問を電子メールで回答します。

(4) 申請書提出先及び提出期限

ア 提出期間 令和8年(2026年)10月1日(木)から
令和8年(2026年)11月30日(月)午後5時まで
ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。

イ 提出方法 郵送又は持参
※電子メール、FAXでの提出は認めません。
※持参の場合は、平日の午前9時から午後5時まで受付。

ウ 提出先 錦町企画観光課
〒868-0392 熊本県球磨郡錦町大字一武1587番地
TEL: 0966-38-4419

エ 留意事項 (ア) 提出書類は、原則として日本産業規格A4版とし、1部ごとに
ファイル等に綴じて提出してください。
(イ) 公の施設の管理に関する事業計画書(様式第4号)は、原則30
ページ以内(両面印刷)で作成してください。
(ウ) 添付書類として指定しているもの以外は添付しないでください。

オ 提出部数 申請書類等は、正本1部、副本7部提出してください。

(5) 選定結果の通知

選定結果は、各申請者に文書で通知します。

8 申請書類等

申請に当たっては、以下の書類を町に提出してください。(町が必要と認める場合には、追加資料の提出を求めることがあります。)

また、各種証明書等については、申請書提出日から2カ月以内に取得したものに限り、加えて、申請書類等の申請に要する経費は全て申請者が負担し、審査終了後においても申請書類等の返却はいたしませんのでご了承ください。

なお、申請書類等は公表することを基本としますので、公表できない書類がある場合は、申請者の責任において明確にしてください。錦町情報公開条例(平成14年条例第12号)第9条に規定する不開示情報(個人に関する情報や法人等の利益を害するおそれがある情報等)を除き、情報公開の請求により開示することがあります。

ア 指定管理者指定申請書(様式第3号)

イ 事業計画書(様式第4号)

ウ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類

エ 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本

オ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書、その他

団体の財務状況を明らかにする書類

カ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書、その他団体の業務内容を明らかにする書類

キ 労働者災害補償保険に加入していることを証明する書類（従業員を雇用していない事業者は除く）

ク 納税証明書（事業に係る国、県、市町村税及び消費税について未納がないことの証明書）

ケ その他町長が必要と認める書類

※共同企業体による申請の場合は、共同企業体の名称、代表者が定められ、各団体の責任等が明確に記載された共同企業体協定書（写し）を添付してください。

9 選定方法及び選定基準

（１）選定方法

ア 指定管理候補者（以下「候補者」という。）の選定は、錦町農産物直売所等指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）

において、各委員が選定基準に基づき審査し、各委員の採点を合計した点数（以下「総合点」という。）が最も高いものを選定委員会の候補者の選定意見とし、最終的に町において選定します。

イ 候補者に選定できる基準は、原則として、総合点の１００分の６０以上とし、この基準を超えない場合には、最も総合点が高い申請者であっても候補者として選定いたしません。この場合、再公募などの方法により別途候補者の選定について検討します。また、選定委員会が審査した結果、候補者として適当な団体が無いと判断する場合があります。

ウ 選定委員会では、事業計画書の内容及び特にＰＲしたいポイントについて、２５分程度のプレゼンテーションを行います。なお、プレゼンテーション時の追加資料の配布は認めません。

エ プレゼンテーション後に、選定委員会委員から質疑を行います。なお、プレゼンテーションの詳細は後日連絡します。

（２）無効又は失格

本要項中に記載しているほか、以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがあります。

ア 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき

イ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

ウ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

エ 虚偽の内容が記載されているもの

オ 選定委員会で協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められたもの

（３）審査基準等と配点

審査基準	審査項目	配点
1 基本方針・施設理解	（１）施設の設置目的及び役割を理解しているか	10

	(2) 地域の現状や課題を踏まえた運営方針と なっているか	
2 施設の運営	(1) 魅力的な商品構成・売り場づくりができるか	15
	(2) 適切な運営時間・人員配置ができるか	
	(3) 接客・サービス向上への取り組みがあるか	
	(4) 商品の品質・衛生管理が適切か	
3 売上げ・利用者の増加	(1) 売上げ向上につながる具体的な方策があるか	15
	(2) 集客・利用者増加の方策があるか	
	(3) SNS・ホームページ等を活用した情報発信があるか	
	(4) イベント・キャンペーン等の企画があるか	
4 出荷者・地域との連携	(1) 地元農産物等の出荷者確保・増加策があるか	10
	(2) 新規出荷者・若手生産者を増やす取り組みがあるか	
	(3) 生産者との意見交換・関係構築ができるか	
	(4) 地域団体・事業者との連携があるか	
5 地域活性化	(1) 地場産品のPR・ブランド化につながるか	10
	(2) 観光・交流人口の増加につながるか	
	(3) 地域の雇用・担い手確保につながるか	
6 施設管理	(1) 施設・設備を適切に維持管理できるか	10
	(2) 防犯・防災・事故防止への対策が適切か	
	(3) 災害時における対応・防災拠点としての機能を適切に発揮できるか	
	(4) 苦情・トラブルへの対応体制が整っているか	
7 収益・経営	(1) 安定した経営が見込めるか	10
	(2) 収支計画が具体的・現実的か	
	(3) 経費削減・効率的運営の工夫があるか	
8 実施体制・実績	(1) 安定した人員・組織体制が確保されているか	10
	(2) 類似施設等の運営実績があるか	
	(3) 指定管理者としての継続的な改善が期待できるか	
9 自主事業	(1) 独自性・創意工夫のある自主事業があるか	10
	(2) 施設の利用価値を高める提案があるか	
合計		100

(4) 再度の選定について

- ア 選定された候補者が資格要件を欠くこととなったと認められる場合や指定後当該施設の管理運営業務を開始するまでの間に指定管理者側から辞退の申出があった場合、審査において次点となった者から順に候補者として選定することができることとします。
- イ 資格要件を欠くこととなったと認められる候補者及び辞退を申し出た指定管理者については公表し、当該施設の次回の募集には応募できないものとします。

10 指定管理者の指定及び協定の締結

(1) 基本協定の締結と指定管理者の指定

指定管理者の指定には、錦町議会の議決が必要となります。

原則として、選定事業者を候補者として令和9年3月議会に上程し、議決を経た後、指定管理者と町との間で指定管理業務に関し、指定期間（5年）の包括的な事項を定めた「基本協定」を締結し、指定管理者の指定を行います。

なお、指定については、錦町農産物直売所等の設置及び管理に関する条例第10条の規定に基づき告示を行います。

また、告示後は町のホームページにおいて、指定内容及び当該指定管理者の選定委員会における審査点数を公表します。

(2) 年度協定の締結

単年度ごとの指定管理料など細目的事項を定める協定（年度協定）を年度ごとに締結します。

(3) 留意事項

指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

ア 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき。

イ 資金事業の悪化等により、事業の履行に支障があると認めるとき。

ウ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認めるとき。